

令和4年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等経過対応報告一覧(都賀地域)

| No. | 自治会 | 質問要望等 | 当日の回答要旨 | 経過・対応報告 |
|-----|-----|--|--|---|
| 1 | 十文字 | <p>【十文字地区逆川北側堤防の舗装整備について】</p> <p>逆川北側堤防十文字自治区内で一部分未舗装の部分があり(地図矢印部分)、夏場になると葎や他の雑草が生い茂り、付近の住人が年何回かの草刈りをしなければならない。 また、学童が南側の堤防を通学するが農業車両や通勤時間帯には、大柿十字路信号を回避する車両が通過するので危険。 矢印部分を舗装整備(約320m)して頂ければその先は舗装してあり、元々通学路でもあるので(普通車は通過出来ない道幅)通学路として利用でき安全。 近隣住民も散歩等に利用できる。</p> | <p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の件につきまして、管理者である県へ確認しましたところ、『堤防強化の観点から現地及び土地の状況等を確認の上、堤防舗装の実施に向けて検討してまいります。ただし、当該道路は通学路として利用することに対しては、現在道路法の道路ではないので市道認定等についても市とも協議願いたい』とのことであります。 市としましては、原則として道幅4m未満の道路については、市道の認定をしておりません。このため、堤防道路はあくまでも河川管理用道路でありますので、ご理解のほどよろしく願います。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> |
| 2 | 十文字 | <p>【赤津川・逆川河川内の葎等の除去予定について】</p> <p>赤津川の脇谷橋付近以北及び逆川の逆川橋以東で河川内に葎等が生い茂り水流の妨げになりそうなどところがあるが、これから台風シーズンに向かって除去等の予定があるのか? また、浚渫などはどのくらいの頻度で行っているのか?</p> | <p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご質問の件につきまして、河川管理者である県へ確認しましたところ、『ご要望の区間については、現在、葎等の除去の予定はありませんが、現地調査を行い優先度を考慮の上、検討してまいります。また、浚渫の頻度については、現地パトロールや地元からの要望等により優先度を考慮し、行っている』との回答でありました。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> |
| 3 | 本郷 | <p>【高速側道不法投棄対策について】</p> <p>現在、この場所は昼間の時間帯にトラック等の休憩場として使われている状況です。しかし、不法投棄が後を絶たず大変困っております。何度も警察に連絡してもパトロールを強化しますと言うだけで解決には至りません。 この辺りはトラックの休憩する場所が比較的少なくどうしてもこの場所に集まってきてしまう様です。 看板を増やす等の簡単な対策ではなく駐車出来なくなるような本格的な対策を希望します。</p> | <p>【クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>ご指摘の場所では、日常的に違反駐車が行われていることが不法投棄の原因になっていると思われまますので、警察に対してさらにパトロールを強化するよう依頼してまいります。 市といたしましても、不法投棄監視員によるパトロールの強化などの対策を行ってまいります。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> |
| 4 | 合戦場 | <p>【合戦場小学校通学路のガードレール設置について(合戦場小学校西交差点(市道02033号線))】</p> <p>合戦場小西交差点(西側)にR4.5.26ドラッグストア(クスリのアオキ)が開店しました。交通量の増加にともない、また、高齢者の事故発生時の二次災害防止の観点から、ガードレール設置を希望するものである。 通学路にあり、合戦場小の児童52%を利用(合戦場・升塚)、合戦場小東交差点は48%を利用。</p> | <p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>市としましては、ガードレールはカーブや歩道と車道が分離されていない等の箇所において、優先して設置しているところであります。ご要望の箇所につきましては、歩道と車道を分ける歩車道境界ブロックが既に設置されており、また、ドラッグストア側も車止めブロックの設置等、安全対策も取っていることからガードレール設置は難しいと考えますので、ご理解をお願いいたします。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> |
| 5 | 合戦場 | <p>【合戦場小北側道路(市道02033号線)の拡幅工事の見直しについて(都市計画決定済)と通学路上の道路修復依頼及び通学路の変更依頼について】</p> <p>合戦場小北側道路(市道02033号線)の拡幅工事の見直しと、その途中の道路修復工事の依頼。合戦場小学校通学路途中の道路修復について、市道(市道43363号線と市道43371号線)が丁字路で交わる場所が4cm近く陥没しており、小学校の通学路として、毎日利用していることから早急に対応していただきたい。</p> | <p>【道路河川整備課:TEL 21-2786】 【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>合戦場小北側の市道2033号線につきましては、通過車両が多い中、多数の児童が歩道の無い路側帯を歩いて登校している状況であります。 そのため、東側のバイパスと西側の県道宇都宮・亀和田・栃木線の区間を拡幅し歩道を設置するため、現在、地元関係者のご協力をいただき西側より用地取得を進めております。今後も引き続き関係者から用地の協力をいただきまして、工事を進めていきますので、もうしばらくお時間をいただきたくご理解をお願いいたします。 また、道路修復工事のご要望につきましては、道路に凹みが確認できたため、速やかに補修を実施してまいります。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2786】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】 道路凹みの補修については、令和4年8月に実施いたしました。</p> |

| No. | 自治会 | 質問要望等 | 当日の回答要旨 | 経過・対応報告 |
|-----|-----|--|---|---|
| 6 | 合戦場 | <p>【市道 43330 号線 雨水浸透柵改善について】</p> <p>R3.3 月末にすでに要望書を提出済ですが、その後の進捗状況を確認したい。地域住民から、状況について問い合わせがあり、雨水浸透柵の改善又は側溝取付等改善策を再検討していただきたい。</p> | <p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご質問の件につきましては、以前ご要望頂いた後に堆積土砂の撤去並びに清掃を実施いたしました。清掃後は降雨があっても翌日には水が引いていることを確認しております。 今後も、清掃等の維持管理につとめてまいります。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> |
| 7 | 木の北 | <p>【県道沿いの障害物による安全確認に関するお願い事項について】</p> <p>市道より北進して県道 37 号都賀町木地内の道路において、横断及び右折・左折する際に、正面にはカーブミラー設置が有りますが、県道沿いには郵便ポストが有り、乗用車・軽自動車等の運転席からの右側確認の際に、郵便ポストが丁度死角となるため県道ぎりぎりまで出ないと安全確認が取りづらく、特に夕刻や夜間には自転車や歩行者などの動きの遅い場合などは、カーブミラーでは確認が取りづらいので特に注意が必要な状況です。 又、反対側の市道より南進の場合には電柱が 2 本有り、北進の場合同様安全確認が取りづらい。 可能でしたならば郵便ポストの移動及び電柱対策を検討して頂きたい。</p> | <p>【交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>郵便ポストの移動について郵便局に確認したところ、郵便ポストが設置されている土地所有者の方からの申し出があった場合のみ移動手続きが可能とのことでした。なお、移動にかかる費用については、郵便局が負担するとのことでした。当該ポストは近隣の方が利用されていると思われるので地元自治会でご相談のうえ、郵便ポスト移動の手続きをしていただければと思います。 なお、電柱 2 本の所在について「信号柱」「NTT 柱」であることを確認いたしました。 まず、信号柱の移設につきましては、県公安委員会が権限を有していることから、移設について自治会で協議のうえ、栃木警察署に要望くださいますよう、お願いいたします。なお今回のご意見につきましては、市より栃木警察署あて情報提供をいたします。 NTT 柱につきましては、信号柱移設と合わせての対応を検討したいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】</p> |
| 8 | 平川 | <p>【河川管理について】</p> <p>平川地域には、ミツカン北西部から流れこむ取水口があり、水門があります。上流から流れてきた水は、そこで升塚地域と平川地域とに分岐されますが、ここ 1 年位平川には 1 滴の水も流してもらえません。溜り水には草が生え空き缶等が捨てられ景観を損ねている。私も職務上、年に 1, 2 回は川の空き缶拾い等しますが、だれがどのような水を管理しているのか？</p> | <p>【農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>農業用水路の維持管理につきましては、基本的に土地改良区に行なっていただいております。都賀町土地改良区に確認したところ、以前は、平川に住む家中南部地区の水利組合の方が水門管理をしていたとのことですが、高齢となったため、開閉担当が不在の状況ではないかとのことでした。 水路、水門の計画は、土地改良区の計画に基づいて割り振られておりますので、担当されている家中南部地区の水利組合の方に連絡をし、管理について働きかけてまいります。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】</p> |
| 9 | 仲坪 | <p>【とちぎクリーンプラザ次期施設の移転について】</p> <p>とちぎクリーンプラザ次期施設については、別の場所に建設をお願いしたい。現在の場所へ次期施設を建設することは、公平性の観点からも問題である。とちぎクリーンプラザの次期施設の場所への恒久化は問題であり、別の場所に建設をお願いしたい。</p> | <p>【クリーン推進課:TEL 31-2446】</p> <p>とちぎクリーンプラザ運営につきましては、これまで周辺地域の皆さまのご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。 現施設につきましては、稼働から 19 年が経過して設備機器の老朽化が進行していますので、今後も安全に安定したごみ処理を行うため、令和 5 年より大規模な改修工事を行う予定です。 当面は現施設を運営していきたいと考えていますが、次期施設の建設につきましては、今後、将来のごみ分別や処理方法などを踏まえながら立地場所を含めて検討することになります。その際には周辺自治会で構成します「とちぎクリーンプラザ運営協議会」と慎重に協議させていただきたいと思っております。 今後とも施設管理には、万全を期してまいりますので、皆様には引き続き、ご理解とご協力をいただきたいと思います。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2446】</p> |

| No. | 自治会 | 質問要望等 | 当日の回答要旨 | 経過・対応報告 |
|-----|-----|---|--|--|
| 10 | 中新田 | <p>【通称「大川」の水路整備に関する要望について】</p> <p>大川は桑原用水路の一部で、中新田自治会の市街地内を流れている区間は、延長約450m川幅約3mの水路であります。管理は農業従事者等が毎年瀬ざらい、草刈り等を実施しておりますが、関係者も以前は30名近くおりましたが、毎年農家が少なくなり今では10名程度となり、すでに管理が大変困難になっております。</p> <p>又、当水路は周辺住宅地等の雨水が流入していることや、土砂により年々河床が上がっているのに加えて、当地区以外の水路は市街化調整区域となり、土地改良事業や県道バイパス事業により、コンクリート製品等で既に整備されており、水の流れが速くなっておりますが、この区間のみが昔ながらの土手堤となっているため、大雨時には近接の家屋への浸水や農地への溢水など、水害をもたらしております。</p> <p>尚、管理団体の桑原水利組合には整備事業を行える程の財源が無く、整備が難しいとの事ですが、今後も水害の恐れが大いに予想され、周辺住民が不安を抱いております。この様な事から市において水害が発生しないよう英断をもって整備していただきたく強く要望致します。</p> | <p>【農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>現地を確認しましたところ、土水路護岸に防草シートをかけている状態であること、農業用としての水量は確保出来ていることが見受けられます。</p> <p>水利組合で財源の捻出が困難とのことですが、原則的には水利組合が管理する水路にあたりますので、水利組合、都賀町土地改良区と調整を図り、維持管理も含めて市でとり得る対応を検討してまいります。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】</p> |
| 11 | 桜内 | <p>【都賀町桜内地内における水路の管理に関する要望について】</p> <p>都賀町桜内地内ライスセンター北東部橋の上下土地改良区内の排水路(旧荒川)の大雨時の越水で何度となく近隣住宅の床下浸水の被害がありました。川床に芦が生い茂り、また、川床が浅くなったのが原因と思われるので、芦・泥等の除去をお願いしたい。</p> <p>また、都賀町原宿1366-1付近の水路左岸の法面に枯竹が水路を塞ぎ、水害の元になるのではないかと、処理しようにも法面の勾配が急なため危険を伴いますので、善処していただきたい。</p> | <p>【農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>現地を確認しましたところ、水路内に草が繁茂しており、かなりの土砂が堆積している事が見受けられました。管理者の都賀町土地改良区に確認しましたところ、来年度以降に適正化事業として桜内公民館前の県道まで浚渫工事を計画しており、その事業の中で対応される予定とのことでした。</p> <p>枯竹の倒木処理につきましても、都賀町土地改良区と調整を行い、処理の方法を検討してまいります。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】</p> |
| 12 | 桜内 | <p>【都賀町原宿1402番地東側・大田橋右岸の転落防止フェンスについて】</p> <p>都賀町原宿1402番地東側・大田橋右岸約50mの区間の転落防止フェンスが約30度近く傾き大変危険な状態ですので善処していただきたい。なお、水路の法面の勾配が強すぎて危険なため、除草等が出来ない状態ですので、除草もお願いしたい。</p> | <p>【農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>転落防止用フェンスの修繕については、法面の状況を確認したうえで、既存の物を修繕とするか、新たな物に変えるか判断したうえで、対応してまいります。</p> <p>除草につきましては、現地を確認し、先ずは雑草の繁茂により生活上支障をきたしている場所から実施していきたいと思っております。</p> | <p>【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>ご要望の箇所について、転落防止フェンスの修繕と、除草を実施いたしました。</p> |
| 13 | 中郷 | <p>【ふれあいバス路線について】</p> <p>ふれあいバス真名子線を大柿十文字から、293号線中郷・野上まで回ってほしい。週に1~2日でもいいので高齢化により病院などに行くのにタクシーで通っている状態で金銭的にも大変である。今のところ少人数ではあるが今後増えてくると思われる。他にも足が無いため運転免許証をいつまでも返却できないので宜しくお願いします。</p> | <p>【交通防犯課:TEL 21-2153】</p> <p>本市では「栃木市地域公共交通網形成計画」に基づき、国土交通大臣の許可を受けた運行事業者によりふれあいバス及び蔵タクの運行を行っております。</p> <p>ふれあいバス真名子線は、1便の運行距離がふれあいバスの中でも特に長い路線であり、他の路線に比べ遅延の発生が多くなっています。</p> <p>ご要望にあります中郷・野上地区へ路線を延伸することにより、さらに運行距離が長くなり、遅延が発生する可能性が高まり、定時性を求める利用者への影響が懸念されますが、次回予定の大規模見直しの際に今回のご要望の箇所を含め、市民の皆様にとって利便性の高い路線に見直してまいります。</p> <p>なお、ふれあいバスより利便性の高く、ドア・ツー・ドア方式で運行する、一般タクシーより安価な蔵タクのご利用をご検討いただきたいと思います。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2153】</p> |

| No. | 自治会 | 質問要望等 | 当日の回答要旨 | 経過・対応報告 |
|-----|-------------|---|---|--|
| 14 | 参加者 (橋本) | <p>【岩舟のサッカースタジアム使用料及び固定資産税の免除について】</p> <p>岩舟のサッカー場について土地の使用料及び固定資産税を10年間免除としている。過日の裁判の判決では市長の裁量を超えており不当であるという判決となった。市長は使用料1,255万円徴収しなさい、固定資産税は減免してはならないという判決である。市長は使用料及び固定資産税を公平に徴収する、これが市民への公助に極めて重要なこと。残念ながら、この判決に背を向けて控訴されると。私は市民主人公の市政に努めるということに反していると思います。使用料及び市税はきちんと徴収する。今回は両方で2,000万円を超えると思われる。それは市民のために使ってこそ。直ちに控訴を取りやめて、判決どおりの行政を行ってこそ市民主人公の市政だと思いますが、どうお考えか。</p> <p>【当日再質問】</p> <p>市は無理なことをやったと思っている。地方自治法第244条の2、公の施設の設置、管理及び廃止についての条文です。普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>第2項については、普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない、とあります。市長は協定書・約定書の中で議会かけないでやった。施工についても開始の決議もしてないのに始めている。半年も経ってほぼ完了してから開始の決議をした。法律違反を堂々とやっている。公共の福祉だとか公益になるわけがない。</p> | <p>【市長】</p> <p>サッカースタジアムの件については、庁内で協議し、議会に説明し、地域の皆様に説明し、そういった手続きを経て、10年間の固定資産税及び使用料を免除いたしました。地域の活性化、そしてスタジアムには全国から若者たちがサッカー選手を目指してやってきております。その若者たちを育てることや人口減少対策の一つにもなってくると、我々はそういった判断をしております。</p> <p>栃木市だけではなく、全国でもそういった動きがあります。今治市では人口減少を食い止めるために全国から選手を呼び寄せ、スタジアムの使用料等を免除しているようで、スポーツを通してスタジアムに住民が集う仕組みを作っていくことで、その地域の活性化を図る。そして、若者たちや子どもたちの夢を育てる、こういった動きが確かにあります。</p> <p>スタジアムが営利企業であると仰いますが、企業として自分の利益を注ぎ投資しているわけです。注ぎこんで人を育てているわけで、それが儲かる訳でもない。市としては、子どもたちや若者たちを育てる支援があってもいいのではないかと判断しております。</p> <p>【副市長】</p> <p>私の方で少し補足をさせていただきます。おっしゃるとおり、一審の判決では固定資産税及び使用料について市が減免したことは違法であるという判決が下されました。</p> <p>市といたしましては、先ほど市長が申し上げましたように、スタジアムは単なる営利目的の施設であるとは考えておりません。スタジアムでプロ選手の試合を間近で見ることにより、スポーツの推進や健康の増進、また、子どもたちの夢を実現するといった、地域の活性化や経済効果などの広域性・公益性があると考えております。</p> <p>残念ではありますが、一審の判決では市長の裁量の範囲を超えているということで、認められなかったわけですが、市といたしましては十分に公益性があり、市長の裁量内であると考えておりますので、法律に基づき控訴いたしました。</p> <p>裁判は続きますが、スタジアムそのものは、昨年度のコロナ禍の中で利用というのなかなか難しかったわけですが、今年は観客を入れての試合というの出来ており、グランドゴルフなどでも活用しているということで、更にスタジアムを市民の方に見ていただく、触っていただけるようなスタジアムにしていかなければならないと考えております。</p> <p>【副市長】</p> <p>サッカースタジアムの件ですが、協定を結ぶことや覚書に関しましては、議決を必要としておりません。しかしながら、議会には十分に説明をしてきたと思っております。ただ、ご指摘の条例の部分について、既に使えなくなった、利用できなくなった段階で条例改正の手続きがなされていなかった点については、申し訳なく思っております。しかしながら、その後議会にも説明をいたしまして、改正を進めたところであります。</p> <p>市としましては、何も説明なく進めたということではありません。きちんと議会にも説明し、地元住民にも説明したうえで進めてきたところであります。ただ、反対の皆様から住民訴訟を提起されているため、市の主張をさせていただいているところでございます。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：スポーツ課：TEL 25-0930】</p> |

| No. | 自治会 | 質問要望等 | 当日の回答要旨 | 経過・対応報告 |
|-----|-------------|--|--|--|
| 15 | 参加者 (橋本) | <p>【赤津川の氾濫・越水対策、真名子メガソーラーに係る越水対策】</p> <p>吹上町は一番越水が多い地区で、この10年間で過去2回氾濫がありました。原因解決のために田んぼダムの構想があるようですが、逆さまの行政を行っています。西方町真名子地区に120haの大規模なソーラー設置を認めてしまっている。それから、赤津川改修とか築堤の補強などが無い。吹上小学校南側の高速道路の橋げたが低いので、越水時に水利を妨げていて、そのせいで両側に氾濫している。私も協力しますから、国土交通省に橋げたを上げる改修申請をしませんか。それと同時に、西方町真名子地区の大規模メガソーラー設置については、様々な越水減少を引き起こす恐れがあると思われる。これについて、どうお考えか。また、今作られている貯水槽・貯水池も極めて不十分だと思われるが、お答え願いたいと思います。</p> | <p>【市長】</p> <p>平成27年・令和元年の2度の水害に遭い、吹上地区周辺は床上・床下浸水の被害が出ました。この対策としましては、まずは下流がスムーズに流れるようにしなければ、水が溜まってしまいます。赤津川と永野川が合流する錦着山のところでスムーズに流れず、上流に溜まってしまい氾濫したということだと思われます。</p> <p>そのため、現在は下流の永野川のところを徹底した災害復旧工事を進めていただいております。下流の対策が進まない、上流の水が流れ込めない訳でありますので、現在は下流の部分の河川掘削、堤防の強化等を行っているということで、ご理解を頂きたいと思っております。</p> <p>また、西方町真名子地区のメガソーラーの件ですが、私どもも地図や写真等を持参し環境省へ出向いて、状況を伝えたと、今の環境省の決まりの中では、ため池等のきちんとした強化の対策をしていれば認めざるを得ない状況であるということでした。</p> <p>市としましては、今後は開発が難しい条例となるよう修正しており、新たにできるのを防ぐ、そういった対策を講じております。しかしながら、法的に認めざるを得ない状況であり、こういった判断をしなければならぬのは残念であります。その代わりに、災害対策につきましては、法的措置以上の強化をしていただくということでございます。</p> <p>【都市建設部技監】</p> <p>ご提案がありました橋げたの件ですが、市長が申しましたとおり、河川の整備が下流から進められております。県の方では、その断面の確保におきましては、今のところ赤津川は確保されているということになっておりますので、橋げたを上げることについては、鋭意検討していきたいと考えております。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課: 総合政策課: TEL 21-2303] [担当課: 道路河川整備課: TEL 21-2401]</p> |
| 16 | 参加者 (仲坪) | <p>【AEDのコンビニ等への設置について、消防分署について】</p> <p>心肺蘇生AEDを各コンビニに設置していると、広報で拝見した。その経緯を伺いたい。置いていないところもあるようだが、全部のコンビニに設置するのだろうか。</p> <p>私は大柿地区に住んでいるが、消防分署廃止の話が出ている。緊急時は消防車が駆けつけてくれるだろうが、そこにAEDが設置されなくなると、大柿地区にセブンイレブンがあるのですが、問い合わせたところ、市からは設置の話は何もないとのこと。あそこにも設置されるのか伺いたい。</p> | <p>【保健福祉部長】</p> <p>AEDの設置につきましては、市では公共施設への配付から進めてまいりました。ただ、公共施設だけでは、どうしても細かい部分に対応しきれないところがありますので、議会からも提案等もいただきながら、市内のコンビニエンスストアに拡げていこうと、取り組みを進めていこうとあります。まずはご協力をいただけるお店からということでありまして、今後は数多く設置していくことが必要となってきますので、市としては順次拡張してまいりたいと思っております。</p> <p>ご質問にあった店舗にも、市の方から重ねてお願い・ご案内等をさせていただきたいと思っておりますので、後ほど場所を教えてください、市の方で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> | <p>【担当課: 健康増進課: TEL 25-3512】</p> <p>AED設置につきまして、当該店舗へ連絡してあり許可を得ております。令和5年度予算が確定しましたら、令和5年7月設置に向け準備をいたします。</p> |
| 17 | 参加者 (仲坪) | <p>【旧都賀町時代の土地改良事業の余剰地の除草、地域振興への活用について】</p> <p>旧都賀町時代の土地改良事業で、余剰地が大柿地区に2カ所ある。中坪地区と中郷地区については旧都賀町の取り組みになっており、当初は色々計画していたようだが、条件が合わず、今は運動場として三分の一、残り三分の二は竹も多少植わっているが、雑草が繁茂して、ボランティアで草刈りをしている。市の方での除草や、地域振興も含めて検討をしてもらいたい。</p> | <p>【地域振興部長】</p> <p>お話しいただきました運動場は、大柿西運動場かと思われませんが、当該運動場は、都賀地域づくり推進課が所管で、地域振興部内の運動施設の一つとして位置づけしております。グラウンドゴルフで利用いただいている方もいらっしゃいますが、台風・災害時の土砂置き場などにもなっており、雑草が繁茂してしまい皆様にご迷惑をお掛けしており、申し訳なく思っております。</p> <p>市といたしましては、グラウンドゴルフなどのスポーツ施設としての機能を廃止する計画が今のところございまして、今後はどのように地域振興に役立てていくか、民間による活用も含め、総合的に考えてまいりたいと思っております。</p> | <p>【担当課: 都賀地域づくり推進課: TEL 27-5050】</p> <p>大柿西運動場につきましては、関係自治会長との検討会を経て、関係自治会に対し、回覧による説明および意見聴取をおこないました。今後は、スポーツストック計画に基づき、用途廃止を行い、普通財産として活用を検討してまいります。</p> <p>なお、大柿西運動場・赤津スポーツ広場ともに雑草等の適切な管理を行いつつ、どのように地域振興に役立てていくか、民間による活用も含め、総合的に検討してまいります。</p> |

| No. | 自治会 | 質問要望等 | 当日の回答要旨 | 経過・対応報告 |
|-----|--------------|--|--|---|
| 18 | 参加者 (木の北) | <p>【栃木市は南摩ダムの水を使うことになっているのか】</p> <p>現在栃木市は水が余っている。地下水も上水道も3割4割は使っていないという。そういう状況で南摩ダムの水を栃木市が使うという計画があるようですが、地下水が豊富にあるのに何故そのような水が必要なのか。4.5年前にも質問をしたが、その後どうなっているのか。南摩ダムの水を栃木市として使っていくことになったのか、なっていないのか。あるいはなった場合にどれくらい水道料が上がるといった試算は出来ているのか。うまい水を飲みたい、安い水を飲みたい、それが市民の考えだと思います。それなのに、無理して作る必要があるのか。そういったところをご説明いただきたい。</p> | <p>【副市長】</p> <p>ご質問にありましたとおり、南摩ダムの建設が進んでおりまして、治水の機能とともに、利水として水道水を使う機能も持っております。下野市・壬生町・栃木市においては全量地下水で賄っておりますが、栃木市としては、将来的に地下水だけでいいのか、表流水とバランスを取った方がいいのではないかという視点から、万が一に備えて表流水を使えるように検討しているところであります。</p> <p>前回ご質問いただいた2017年からは、具体的な進展はございません。栃木市は水道ビジョンというものを持っており、今後7、8年先だと思っておりますが、栃木市は地下水を使い続ける予定であります。その後、地下水だけでいいのかということから検討をしており、現時点においては何ら確定したことはございません。</p> <p>しかしながら、将来の危険性・リスクを検討していくうえで、そういった検討の場には参加しているということでもあります。市においても慎重に検討し、下野市・壬生町とよく相談しながら、どのように対応するか、どれくらいの費用が栃木市としてそのリスクのために払えるのか、十分に検討をしていかなければならないと考えております。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：総合政策課：TEL 21-2301〕</p> |
| 19 | 参加者 (木の北) | <p>【真名子地区メガソーラーについて】</p> <p>先ほどの真名子地区メガソーラーの説明の中で、山の山頂まで作ると思わなかったという市長の答弁があったと思いますが、それで今心配だと言われても、住民にとって命と財産を守るうえで不安な対応ではないかと私は思います。</p> | <p>【副市長】</p> <p>当初、メガソーラーを設置したいと相談があり、環境省へ赴いた際も、山頂への設置もそうですが、森林を伐採して再生可能エネルギーのパネルを設置することが、市としましても根本的にいかなものかという思いはありましたが、国策として再生可能エネルギーを進めているということ、市としましても視野に入れていかなければならないところであります。</p> <p>地元の強い反対があり、何回も説明会を開きましたが、事業用地が既に確保されているため、パネル設置を行政が止めることができず、最終的には認めざるを得ないという状況でした。</p> <p>市の対応としましては、土砂災害対策を基準以上となるよう指導をまいりました。基準以上の調整池を作りまして、調整しつつ赤津川に放流していく、河川管理者の県の同意を得て、池の調整ができるという意見をもとに許可をいたしました。</p> <p>事業期間は20年ということですので、その間、調整池がきちんと機能しているか見守りながら、きちんと指導するとともに、防災のための調整池の維持管理につきましても、長く市として指導していく必要があると考えております。</p> | <p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：総合政策課：TEL 21-2303〕</p> |